



今回は相続人と相続分についてのお話をしました。養子とは法律上親子関係を生じさせるものです。つまり、お互いに相続権が生じることになります。今回は普通養子縁組による養子に関して、代襲相続について確認します。実は養子の子に代襲相続権があるかどうかの判断は養子縁組の時期と、その養子の子がいつ時点で生まれたかによって異なります。

民法上、養子縁組により、その縁組の時点から法律上の親子関係が生じます。そして、養親と養子の子（孫）との間の関係は養子を通じて養親との法律上の親族関係が成立します。つまり、養親と養子の子（孫）との関係は、養子縁組がその養子の子（孫）の出生前に行われた養子の子（孫）には代襲相続は起きず、養子縁組後に生まれた子（孫）には代襲相続が生じることになります。

文章だと少しわかりにくいので、右図1を見てください。養子縁組が令和5年に行われたケースです。養子の子Bは令和7年に生まれたので、養子縁組後に生まれています。そのため、養子の子Bは被相続人に関して養子の相続分を代襲相続する権利があります。一方で、養子の子Aは養子縁組前に生まれていますので、被相続人に関して養子の相続分は代襲相続する権利がありません。

さて、ここで一つ疑問が生じます。本来養子縁組は当事者の合意によって解消することが出来ます。しかし、**養親又は養子の一方が死亡してしまった場合はどうなるのでしょうか。**この問題に関しては、「**死後離縁**」という手続きにより行うことが出来ます。**死後離縁の手続きができるのは、原則として養親または養子である本人のみ**です。当事者の兄弟や親、子どもは代理人になれません。右図1の例で考えると、令和8年に養子が死亡した後に養親（図1では「被相続人」と表記）が、死後離縁の手続きを取ると、養子の子Bに関して、被相続人が令和10年に死亡した際には代襲相続は生じないこととなります。

死後離縁に関しては、縁組当事者の一方が既に存在しないため、生存者による一方的な意思により行われることとなります。**離縁により親族関係が消滅するため、以降養親（養子）の親族との間の扶養義務等も消滅すること**になります。ただし、すでに生じた相続等により利益を受けた者が、これらの義務の放棄のみを目的に離縁を行うことを防ぐため、**死後離縁については、家庭裁判所の許可が必要**になります。

図2の例で考えると、養親の死亡後に養子が死後離縁の許可を家庭裁判所から受けることにより、養親の配偶者の扶養義務が消滅することになります。そのため、養親の死亡時にほとんどの財産を養子が相続した場合には配偶者は生活の基盤を失うことになることから死後離縁は認められない可能性が高いと考えます。一方で、養子が何も相続しなかった場合には死後離縁が認められる可能性は高くなるでしょう。

また、死後離縁に関しては、離縁前にすでに生じている相続等には影響を及ぼしません。

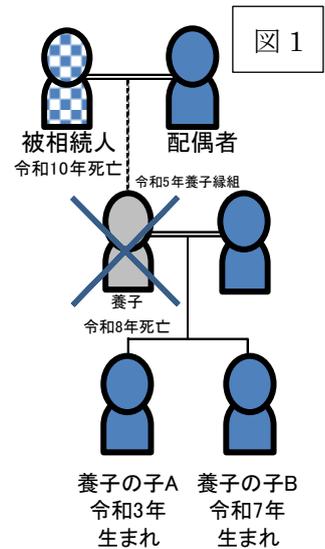


図1

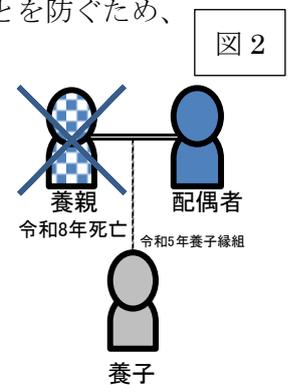


図2